

「新横浜駅北口公衆トイレ」のネーミングライツについて

政策局共創推進課にて提案募集型のネーミングライツを公募したところ、当局が所管する「新横浜駅北口公衆トイレ」に対する提案がありましたので、現在の状況を報告いたします。

【提案募集型ネーミングライツ：施設を特定せず団体等からの提案を募集】

1 経過

平成 22 年 12 月 21 日	提案募集型ネーミングライツ公募開始（公募期間：1 か月）
平成 23 年 1 月 21 日	株式会社アメニティから応募
2 月 10 日	第 1 回ネーミングライツ審査委員会 （応募者や応募の内容について審査）
7 月 1 日	関係者意見聴取を実施（特に意見無し）
7 月 8 日	市民意見聴取を実施（7 月 29 日まで） 意見総数は 1 件 （いつも美しいトイレを保ってほしいという意見）
9 月 9 日	第 2 回ネーミングライツ審査委員会（総合評価）

2 契約内容（案）

- (1) 契約予定者 : 株式会社アメニティ
(本社：横浜市神奈川区羽沢町 685 番地)
- (2) 対象施設 : 新横浜駅北口公衆トイレ（裏面図参照）
(所在地：横浜市港北区新横浜 2-1)
- (3) 愛称 : 『新横浜駅前 トイレ診断士の廁堂（かわやどう）』
- (4) 契約期間 : 契約締結の日から 3 年間
- (5) ネーミングライツの対価
トイレの快適性向上と、適切な維持管理等のための役務等の提供を対価とします。
※役務等の内容

ア 初期作業（1 年目のみ：250 万円相当）	イ 維持管理（毎年：50 万円相当）
(ア) トイレ診断士による事前診断 (イ) 便器の交換、手指乾燥機等の設置 (ウ) 既存機器の汚れの除去及び予防措置 等	(ア) トイレ診断士による定期パトロール (イ) 備品補充・交換等のメンテナンス (ウ) 日常トイレ清掃員へのトイレ清掃アドバイス（通常清掃はこれまで通り清掃業者への委託により行い、その清掃員へのアドバイスを実施。） 等

- (6) 横浜市から付与する主な権利
- ア 対象施設の快適性向上のための衛生設備の設置許可
- イ 対象施設付近でのトイレに関する啓発イベントの開催

3 今後の進め方

今後は、株式会社アメニティと協議を進め、9 月末までに契約を締結する予定です。



【写真】新横浜駅北口公衆トイレ



【地図】対象施設設置場所